

大分県報

令和三年
第二二〇号
六月二十九日

（火曜日）

告示

- 指定希少野生動物植物の指定
- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出
- 令和三年度労働福祉等実態調査の実施
- 大分県資源管理方針の一部改正
- 知事管理漁獲可能量の設定
- 知事管理漁獲可能量の一部変更
- 特殊車両通行許可不要指定道路の指定
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 都市計画事業の事業計画の変更認可
- 公 告
- 県営土地改良事業の工事の完了
- 契約者等の公示
- 正 誤
- 平成十七年十月一日付け大分県報号外（一七九―二）に記載の大分県教育委員会規則第二十三号（大分県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正）中の訂正

○告示

大分県告示第四百四十四号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次のとおり希少野生動物植物を指定する。

令和三年六月二十九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

指定希少野生動物植物

サクラソウ（サクラソウ科）

附 則

この告示は、令和三年八月一日から施行する。

大分県告示第四百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

B i v i 日 出

速見郡日出町字佐尾三千二百四十四番一外二筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 森 田 俊 作

変更後 代表取締役 北 哲 弥

4 変更の年月日

令和三年四月一日

二 届出年月日

令和三年五月十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年六月二十九日から同年十月二十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

4 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十

令和三年六月二十九日

大分県報（告示）

月二十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百四十六号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県労働福祉等実態統計（県基幹統計第九号）を作成するため、令和三年度大分県労働福祉等実態調査を次のとおり実施する。

令和三年六月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調査の目的

県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類のうち十五大産業（「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」）に属する県内の事業所から任意に抽出した千事業所を対象とする。

三 調査の項目

事業所の現況、労働時間、休日休暇制度、育児・介護休業等制度、パートタイム労働者・派遣労働者、登用制度及び働きやすい環境づくり

四 調査の期日

令和三年六月三十日現在によって行う。

五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第四項に規定する県基幹統計調査である。

大分県告示第四百四十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）の一部を次のように改正したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和三年六月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第八中「別紙一―五 するめいか」を「別紙一―六 まさば及びごまさば太平洋系群」に改める。

（別紙一―三）中「特定水産資源の名称 くらまぐろ（小型魚）」を「くらまぐろ（小型魚）」に改め、「特定水産資源の定義 くらまぐろのうち三十キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。」を削る。

（別紙一―四）中「特定水産資源の名称 くらまぐろ（大型魚）」を「くらまぐろ（大型魚）」に改め、「特定水産資源の定義 くらまぐろのうち三十キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。」を削る。

（別紙一―五）の次に次のように加える。

（別紙一―六）

第一 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県まさば及びごまさば漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

② の対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「まさば及びごまさば漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない

<p>管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとする。</p> <p>第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を大分県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。</p> <p>第四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。</p>	<p>うに変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公表する。</p> <p>令和三年六月二十九日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>第一及び第二を次のように改める。 第一 くらまぐろ（小型魚） 法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p>
<p>漁業の種類</p> <p>まさば及びごまさば漁業</p>	<p>漁獲努力量（単位：船舶の隻数）</p> <p>五、四七五</p> <p>知事管理区分</p> <p>大分県くらまぐろ（小型魚）漁業区分</p> <p>三・七トン</p> <p>知事管理漁獲可能量</p>
<p>大分県告示第四百四十八号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和三管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。</p> <p>令和三年六月二十九日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和三管理年度（令和三年七月一日から令和四年六月三十日までの期間をいう。）における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 まさば及びごまさば太平洋系群 法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p>	<p>大分県くらまぐろ（大型魚）漁業区分</p> <p>六・九トン</p> <p>知事管理漁獲可能量</p> <p>大分県告示第四百五十号</p> <p>車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に応じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定する。</p> <p>令和三年六月二十九日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>知事管理区分</p> <p>大分県まさば及びごまさば漁業区分</p> <p>備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準</p> <p>大分県告示第四百四十九号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第五項の規定により、知事管理漁獲可能量の設定（令和三年大分県告示第二百三十五号）の一部を次のよ</p>	<p>知事管理漁獲可能量</p> <p>現行水準</p> <p>道路の種類及び路線名</p> <p>区 間</p> <p>指定する期日</p> <p>国道大分空港線</p> <p>国東市武蔵町糸原字大海田三五六番一地从 から 国東市武蔵町糸原字藤ヶ迫三五五〇番地先 まで</p> <p>令三・七・二</p>

大分県告示第四百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和三年六月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

指定区域の名	市町村	大字	字	所
道の上	中津市 本耶馬 溪町	落合	屋敷	浦山
地番	八四九番一の一部(標柱六号から八号までを順次結んだ線の西側の部分)、八四九番六の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、八五一番一の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、八五一番二、八五四番一の一部(標柱五号から七号までを順次結んだ線の南側の部分)、八五六番の一部(標柱四号から六号までを順次結んだ線の東側の部分)、八五八番一の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、八五八番二、八五九番、八六〇番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分)、八六四番、八六五番、八六六番一、八六六番四から八六六番八まで、八六七番三の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の東側の部分)、八六七番四の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、八六八番から八七〇番まで、八七一番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、八七二番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、八七四番一の一部(標柱九号から二号までを順次結んだ線の北側の部分)、八七五番一の一部(標柱九号と一号を結んだ線の西側の部分)、八七六番の一部(標柱九号と一号を結んだ線の西側の部分)、八七六番二、八七七番、八七八番、八七八番二から八七八番五まで、八七九番一及び八七九番四 一〇七六番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、一〇七七番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、一〇七八番、一〇七九番、一〇八〇番一の一部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の東側の部分)、一〇八〇番二の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)、一〇八一番、一〇八二番、一〇八三番一の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、一〇八三番二及び一〇八三番三			

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

大分県告示第四百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年六月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 施行者の名称
国東市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
国東都市計画下水道事業
国東市公共下水道
- 三 事業施行期間
変更前 平成五年四月二十三日から平成三十五年三月三十一日まで
変更後 平成五年四月二十三日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 取用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
変更なし

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。
令和三年六月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名	着手年月日	完了年月日
県営農村地域防災減災事業 (ため池整備) (大池地区)	平二九・九・七	令三・三・一八
県営農村地域防災減災事業		

(ため池整備)
(前田池地区)

平三〇・八・九 令二・一二・二三

次のとおり契約者等について公示する。

令和三年六月二十九日

大分県立病院長 佐藤 昌 司

一 随意契約に係る役務の名称及び数量
建築物清掃等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市豊饒二丁目八番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和三年六月八日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社武翔総合管理 代表取締役 近藤 健

東京都練馬区豊玉北四丁目十一番七号

五 随意契約に係る契約金額

千三百七十五万円(月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十一条の十四第一項第八号に該当

○正 誤

平成十七年十月一日付け大分県報号外(一七九―二)に登載の大分県教育委員会規則第二十三号(大分県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正)中の訂正

ページ

段

行

誤

三 下

左から一七

当該校長と

正

令和三年六月二十九日

大分県報(公告・正誤)